

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
規 則	
○北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則……………（人材育成課）	29
○河川法施行細則の一部を改正する規則……………（維持管理防災課）	29
告 示	
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	29
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	30
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	30
○森林法による通知に代える公示（２件）……………（治山課）	31
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（維持管理防災課）	31
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	31
道立北見病院告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	33
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	33
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	33
○特定調達契約に係る入札の公告……………	34
道選挙管理委員会告示	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表……………	35
道公安委員会規則	
○道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………	35

規 則
北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年３月８日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第10号 北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則

北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

別表第1 北見高等技術専門学院の項中

「

建 築 技 術 科	2 年	－	－	20 人
-----------	-----	---	---	------

」を

「

建 築 技 術 科	2 年	－	－	10 人
-----------	-----	---	---	------

」に改め、同表室蘭高等技術専門学院の項中

「

溶 接 科	1 年	－	－	20 人
-------	-----	---	---	------

」を

「

溶 接 科	1 年	－	－	10 人
-------	-----	---	---	------

」に改める。

附 則
この規則は、平成28年４月１日から施行する。

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年３月８日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第11号
河川法施行細則の一部を改正する規則
河川法施行細則（昭和40年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。
別表第１の３の事項中「第18条の10第１項」を「第18条の11第１項」に改め、同表の４の事項中「第18条の７第１項」を「第18条の８第１項」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示
北海道告示第162号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。 平成28年３月８日 北海道知事 高 橋 はるみ
1 指定施業要件変更予定保安林 千歳市（次の図に示す部分に限る。） の所在場所

- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第163号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年3月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 浦河郡浦河町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第164号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成28年3月8日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 樺戸郡新十津川町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
新十津川町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
新十津川町（次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 樺戸郡新十津川町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
新十津川町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡幕別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部
林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第165号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を蘭越町役場の掲示場に掲示した。

平成28年3月8日
北海道知事 高 橋 はるみ
1 通 知 の 内 容 平成28年北海道告示第73号
2 所在が不明な者 坂野 春雄、清水 正一、伊藤 勝利、坂野 時雄、津村 榮太郎、鹿内 鉄治、鹿野 増太郎、赤井 勝

北海道告示第166号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を深川市役所の掲示場に掲示した。

平成28年3月8日
北海道知事 高 橋 はるみ
1 通 知 の 内 容 平成28年農林水産省告示第127号
2 所在が不明な者 鎌倉 ヨシエ、吉田 五子、池川 豊

北海道告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年3月8日
北海道知事 高 橋 はるみ
1 道路の種類 道道
2 路 線 名 大沼公園鹿部線
3 道路の区域
区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間
亀田郡七飯町字東大沼213番地先 前 16.64mから
同郡七飯町字東大沼183番1地先 73.63mまで 538.53m —

後 16.64mから
32.79mまで 538.53m —

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第37号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
平成28年3月8日
北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
乗用自動車の賃貸借 1台分 一式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契 約 期 間 平成28年6月17日から平成33年6月16日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
 - (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 当該調達する物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (5) 当該調達する物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たす製品の供給が可能であることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければ

ならない。

ア 申請の時期 平成28年3月8日（火）から同年4月12日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階 402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課）

(2) 入札日時 平成28年4月19日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月18日（月）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア(ア) 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 1台

(イ) 予定時期 平成28年4月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

イ(ア) 名称及び数量 自動車の交換契約 1台

(イ) 予定時期 平成28年5月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

ウ(ア) 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 2台

(イ) 予定時期 平成28年9月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

エ(ア) 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 1台

(イ) 予定時期 平成28年11月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

オ(ア) 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 5台

(イ) 予定時期 平成28年12月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

カ(ア) 名称及び数量 自動車の賃貸借契約 3台

(イ) 予定時期 平成29年1月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成28年2月23日付け北海道渡島総合振興局告示第30号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号

(3) 電話番号 0138-47-9416

12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 1 set B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., April 19, 2016 (If mailed, bids must arrive no later than April 18, 2016) C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan Phone : 0138-47-9416	次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年3月8日 北海道教育庁胆振教育局長事務代理 北海道教育庁胆振教育局次長 川 端 雄 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) パーソナルコンピューター等の購入契約（胆振西部地域） 150台 (2) パーソナルコンピューター等の購入契約（胆振東部地域） 21台 2 落札を決定した日 平成28年2月16日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 大丸藤井株式会社 イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 (2)ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社 イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地 4 落札金額 (1) 11,684,520円 (2) 1,752,170円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年1月22日付け北海道教育庁胆振教育局告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 郵便番号 051－8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
道 立 北 見 病 院 告 示	
北海道立北見病院告示第47号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年3月8日 北海道立北見病院長 一 色 学 1 落札に係る物品等の名称及び数量 LED無影灯 一式 2 落札を決定した日 平成28年1月28日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社竹山 (2) 住 所 札幌市中央区北6条西16丁目1番地5 4 落札金額 34,560,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成27年12月18日付け北海道立北見病院告示第165号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立北見病院庶務課 (2) 所在地 北見市高栄西町1丁目1番2号	北海道教育庁渡島教育局告示第26号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成28年3月8日 北海道教育庁渡島教育局長 辻 俊 行 1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成27年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁胆振教育局告示第19号	

品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成28年3月8日に一般競争入札の公告を行う北海道函館養護学校通学用バス借上運行単価契約
- (2) 資 格 北海道函館養護学校通学用バス借上運行単価契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 北海道函館養護学校通学用バス借上運行業務

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

- (1) 申請をしようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号のロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。
- (2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ届け出ていること。
- (3) 1の(1)で使用するバスは、連絡してから北海道函館養護学校に1時間30分以内に到着できること。
- (4) 次の仕様を満たした貸切りのバス2台を同時に運行できること。
- ア 座席数 27席以上（補助席を除く。）及び車椅子・バギー固定スペース5台以上
- イ 装備品 車椅子昇降用リフト、車椅子・バギー固定用金具及び座席用幅広胸ベルト
- ウ 添乗員 1名

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成28年3月8日（火）から同月14日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、電子メール送信による交付を希望する場合は、資格に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：oshikyo.shien@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当

該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電 話 番 号 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第27号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年3月8日

北海道教育庁渡島教育局長 辻 俊 行

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする特定役務の名称（各1日当たりの単価）及び数量
北海道函館養護学校通学用バス借上運行業務
Aコース（1日3便）113日、Aコース（1日2便）92日、Bコース（1日3便）113日、Bコース（1日2便）92日
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成28年4月8日から平成29年3月24日まで
- (4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成28年北海道教育庁渡島教育局告示第26号に規定する北海道函館養護学校通学用バス借上運行単価契約の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階 実習船管理室研修室兼船員室（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入 札 日 時 平成28年3月22日（火）午前10時（送付による場合は、同月

18日（金）午後5時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 6 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成28年1月29日付け北海道教育庁渡島教育局告示第9号 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：oshikyo.shien@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 (1) 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。 (2) 入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室	(2) 所 在 地 郵便番号 041－8557 函館市美原4丁目6番16号 (3) 電 話 番 号 0138－47－9029 11 Summary A Nature and quantity of the services to be procured : chartered school bus with a driver course A (3 times a day) 113 services, A (2 times a day) 92 services course B (3 times a day) 113 services, B (2 times a day) 92 services B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 22, 2016 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 18, 2016) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan Phone : 0138-47-9029 道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 北海道選挙管理委員会告示第12号 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書の要旨を別冊のとおり公表する。 その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。 平成28年3月8日 北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 一 史 道 公 安 委 員 会 規 則 道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月8日 北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三 北海道公安委員会規則第1号 道路交通法施行細則の一部を改正する規則 道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。 第28条の表37号の項の次に次のように加える。 <table border="1"><tr><td>38号</td><td>釧路市北園41番3131から釧路郡釧路町中央10丁目18番まで</td></tr></table>	38号	釧路市北園41番3131から釧路郡釧路町中央10丁目18番まで
38号	釧路市北園41番3131から釧路郡釧路町中央10丁目18番まで		

336号	
------	--

第28条の表40号の項中「字美深666番10」を「字敷島170番1」に改め、同項の次に次のように加える。

44号	釧路郡釧路町中央10丁目18番から同町字別保原野南24線51番7地先まで
272号	

別表4中

高速自動車国道 北海道横断自動車道黒松内釧路線	千歳市上長都から白糠郡白糠町ヌイベツ35番17まで
----------------------------	---------------------------

を

高速自動車国道 北海道横断自動車道黒松内釧路線	千歳市上長都から釧路市阿寒町下舌辛12線48番1まで
----------------------------	----------------------------

に、

高速自動車国道 北海道横断自動車道黒松内端野線	中川郡本別町勇足から足寄郡足寄町郊南まで
----------------------------	----------------------

を

高速自動車国道 北海道横断自動車道黒松内北見線	中川郡本別町勇足から足寄郡足寄町郊南まで
高速自動車国道 北海道横断自動車道黒松内北見線	常呂郡訓子府町字協成9番2から北見市北上980番地まで

に、

一般国道38号	釧路市大楽毛179番2から釧路市北園41番3131地先まで
---------	-------------------------------

を

一般国道38号	釧路市大楽毛179番2から釧路郡釧路町中央10丁目18番まで
---------	--------------------------------

に、

一般国道44号	釧路市北大通6丁目2番1から根室市常盤町3丁目28まで
---------	-----------------------------

を

一般国道44号	釧路市北大通6丁目2番1から根室市常盤町3丁目28まで
一般国道44号	釧路郡釧路町中央10丁目18番から釧路郡釧路町字別保原野南24線51番7地先まで

に、

一般国道276号	岩内郡岩内町字栄から岩内郡共和町国富32番2まで
----------	--------------------------

を

一般国道276号	岩内郡岩内町字栄から岩内郡共和町国富32番2まで
一般国道276号	岩内郡共和町梨野舞納34番4から岩内郡共和町幌似248番2まで
一般国道276号	岩内郡共和町幌似2033番4から岩内郡共和町幌似2080番1まで

に、

道道 旭川空港線	上川郡東神楽町字東神楽624番9地先から旭川市西神楽2線17号349番地先まで
----------	---

を

道道 旭川空港線	上川郡東神楽町字千代ヶ岡35番4地先から旭川市西神楽2線17号349番地先まで
----------	---

に、

道道 旭川環状線	旭川市緑が丘南5条2丁目57番14地先から旭川市末広8条3丁目1番15地先まで
----------	---

を

道道 旭川環状線	旭川市神居 2 条 1 丁目 209 番 1 地先（国道 12 号交点）から旭川市末広 8 条 3 丁目 1 番 15 地先まで
----------	--

に、

道道 愛別当麻旭川線	上川郡愛別町字本町 346 番 2 地先から上川郡愛別町字愛別 1071 番 2 地先まで
------------	---

を

道道 愛別当麻旭川線	上川郡愛別町字本町 346 番 2 地先から上川郡愛別町字愛別 1071 番 2 地先まで
道道 愛別当麻旭川線	旭川市新星町 5 丁目 882 番 23 地先から旭川市大雪通 2 丁目 484 番 4 地先まで

に、

道道 釧路インター線	釧路市鶴野 79 番 161 地先から釧路市北園 41 番 3131 地先（国道 38 号交点）まで
------------	--

を

道道 釧路インター線	釧路市鶴野 79 番 161 地先から釧路市北園 41 番 3131 地先（国道 38 号交点）まで
道道 早来千歳線	千歳市美々 758 番 7 地先（国道 36 号交点）から千歳市駒里 2500 番地先まで
道道 上庶路庶路停車場線	白糠郡白糠町庶路基線 146 番 4 地先から白糠郡白糠町庶路西 1 線 5 番 12 地先（国道 38 号交点）まで

に、

市道 旭山公園米里線	札幌市中央区南 9 条西 22 丁目 1 から札幌市豊平区豊平 3 条 3 丁目 2 まで
------------	---

を

市道 旭山公園米里線	札幌市中央区南 9 条西 22 丁目 1 から札幌市豊平区豊平 3 条 3 丁目 2 まで
市道 旭山公園米里線	札幌市白石区菊水上町 1 条 3 丁目 52 番 16 地先から札幌市白石区菊水上町 2 条 3 丁目 52 番 391 地先まで

に、

市道 信濃中学校通北線	札幌市白石区流通センター 7 丁目 9 から札幌市白石区流通センター 1 丁目 1 まで
-------------	--

を

市道 信濃中学校通北線	札幌市白石区流通センター 7 丁目 9 から札幌市白石区平和通 17 丁目北 802 番 142 地先まで
-------------	---

に、

市道 明野西 2 条通	苫小牧市新開町 4 丁目 7 番地先から苫小牧市新明町 2 丁目 1 番地先まで
-------------	--

を

市道 明野西 2 条通	苫小牧市新開町 4 丁目 7 番地先から苫小牧市新明町 2 丁目 1 番地先まで
市道 白石神社西 6 号線	札幌市白石区平和通 10 丁目南 71 番地先から札幌市白石区平和通 16 丁目北 801 番 413 地先まで
市道 平和通 8 号線	札幌市白石区平和通 6 丁目南 96 番地先から札幌市白石区平和通 9 丁目南 47 番地先まで
市道 白石駅前 4 号線	札幌市白石区平和通 5 丁目北 118 番地先から札幌市白石区平和通 1 丁目北 150 番地先まで
市道 白石中央 3 条線	札幌市白石区中央 2 条 1 丁目 116 番地先から札幌市白石区中央 2 条 7 丁目 90 番地先まで
市道 菊水上町 3 条 4 丁目線	札幌市白石区菊水上町 3 条 4 丁目 490 番 2 地先から札幌市白石区菊水上町 3 条 4 丁目 281 番 6 地先まで
市道 菊水上町 3 条 4 丁目 1 号線	札幌市白石区菊水上町 3 条 3 丁目 209 番 9 地先から札幌市白石区菊水上町 3 条 4 丁目 7 番 11 地先まで
市道 菊水上町 2・3 条 3 丁目 1 号線	札幌市白石区菊水上町 2 条 3 丁目 52 番 392 地先から札幌市白石区菊水上町 3 条 3 丁目 209 番 12 地先まで
市道 北郷 1 丁目線	札幌市白石区中央 2 条 4 丁目 1 番 1 地先から札幌市白石区中央 2 条 4 丁目 48 番地先まで
市道 美々東通	千歳市駒里 2500 番地（道道早来千歳線交点）から千歳市美々 758 番 179 まで
市道 美々北通	千歳市美々 758 番 179 から千歳市柏台 1390 番 4（道道早来千歳線交点）まで
市道 柏木工業団地通	恵庭市北柏木町 3 丁目 4（道道江別恵庭線交点）から恵庭市北柏木町 3 丁目 26 まで

市道 牧場大町線	恵庭市美咲野 2 丁目 11（道道恵庭岳公園線交点）から 恵庭市美咲野 2 丁目 2 まで
市道 恵南柏木通	恵庭市美咲野 2 丁目 2 から恵庭市北柏木町 3 丁目 83（道道江別恵庭線交点）まで

に改める。

附 則

この規則中第28条の表の改正規定は平成28年 3 月12日から、別表 4 の改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。